

「北区衣笠氷室町法面除草等作業委託（衣笠里 0013 号）」仕様書

(担当：松尾、酒井 Tel.075-492-3111)

1 件名

北区衣笠氷室町法面除草等作業委託（衣笠里 0013 号）

2 目的及び概要

衣笠里 0013 号において、路線内の下草等が繁茂し、通行支障となっているほか、一部が民地に越境しているため除草作業及び支障木伐採作業をするもの。

3 期間

令和8年10月30日まで

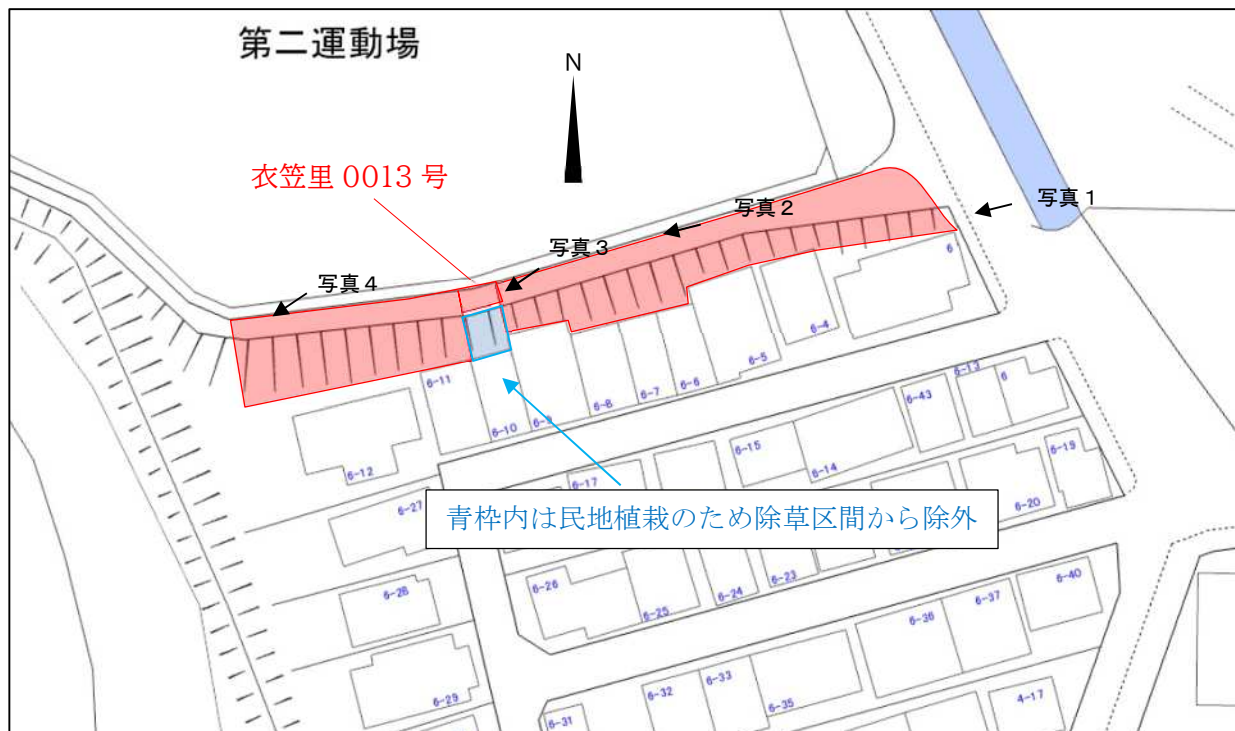
4 場所

京都市北区衣笠氷室町6番地先ほか

5 範囲

位置図及び現況写真の赤枠内部分

【位置図】



6 内容

当該地において、除草作業を行うもの。（指定区域内を概ね3cm以下に刈り揃える。）また、当該地に存する支障木等も併せて伐採するもの。

※現地において、民地植栽部分は除草を行わない（位置図、及び写真参照）。

7 見積項目

法面除草 320m²、支障木等伐採

（刈草及び伐採で生じた幹や枝葉等の運搬処分費、飛び石防止措置を含む。）

8 支払条件

業務完了後、範囲において業務が適切に履行されていることを確認のうえ、本件に係る経費を支払う。

【留意事項】

- 作業時は、住居、通行人、車両等に対して飛び石等の危険がないように防護ネットを使用する等、万全の処置を講じること。
- 近隣住民や通行人との間で問題が生じないよう留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。
- 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- 作業時間は平日の午前9時から午後5時の間とする。
- 作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。
- 実施日については発注者と事前に協議すること。(実施日の2週間前には連絡すること。)
- 受注決定後、施工前に発注者及び近隣住民と現地立会いを行うこと。
- 受注決定後、近隣住民の方と施工日の調整を行うこと。
- 応募前に必ず現地確認を行ってから、見積書を提出すること。
- 現場確認に関する出張料等の一切の費用は応募者の負担とする。

【現況写真】

写真1



写真2



写真3



写真4

